

新年早々能登半島を襲った大規模地震については、本紙1月10日号で速報したが、その後、次第に詳しい情報が伝えられ、当初考えられていたよりずっと被害が大きいことがわかって来た。地形や季節のせいもあって、復旧・復興も思ったようには進んでいないようだ。

この地震で亡くなった方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方が少しでも早く、平穏な日常を取り戻されることを祈念している。この地震が提起した問題は多岐にわたるが、本稿では、大規模火災について考えてみたい。

**能登半島地震における火災**  
消防庁災害対策本部の発表では、能登半島地震に起因して、石川県で11件、富山県で5件、新潟県で1件、合計17件の火災が発生している。  
京都大学防災研究所西野先生の速報（1月24日）によると、この17件のうち、約5haが燃えた輪島市河合町（朝市通

り）の火災のほか、珠洲市宝立町（焼失区域面積約0・15ha）と能登町白丸（焼失区域面積約0・22ha）の火災が市街地延焼火災とされている。珠洲市と能登町の火災は津波火災の可能性が高いようだ。

津波火災というのは、津波で破壊された家屋や家財が津波に乗って陸域に運ばれ、津波が引く時に取り残された大量のデブリが何らかの火源によって燃え始めることよって起こる火災である。デブリがたまり易い山裾や大きな建物の周囲で発生することが多いが、市街地で発生することもあり、消防隊が近づけないために大規模な延焼火災になる。東日本大震災では、岩手県山田町の火災を初め多数の大規模な津波火災が発生し、筆者も調査に加わった。

建築研究所の速報（1月19日）によると、焼失区域の面積は約5ha、焼失棟数約3百戸と推定されており、消防庁の市街地大火の定義（焼損床面積3万3千㎡以上）に該当する可能性もある。火災は、地震後しばらく経ってから、救助活動

中の消防隊が発見し、消火活動を行ったが消火できず、風が弱かったにもかかわらず、大規模な市街地火災に発展してしまった。報道によると、消防隊が消火できなかった原因は、地震によって①断水したため消火栓が使えなかったこと②倒壊した家屋に阻まれて防火水槽が使えなかったこと③地盤が隆起して河床が上がり、川の水を消火活動に使えなかったこと④消防需要が殺到し、また道路が破損したり倒壊家屋によって塞がれたため、消防の応援活動が満足に行えなかったこと

輪島市朝市通りの火災は、国朝市通りの火災は、国土技術政策総合研究所と

なごきされている。このうち、①は阪神淡路大震災や東日本大震災の時に大きな問題となった。地震の際に消火栓が使えなくなる可能性があることは、関東大震災で痛い目にあった関東地方では常識だったが、全国的には必ずしも常識ではないということがわかったため、東日本大震災後に消防庁の「消防水利の基準」が改正された時、「消防水利は、消火栓の

について、前出の二つの速報では、いずれも「消火はできなかったが、延焼拡大を抑えるのに一定の効果があったのではなか」と評価している。だが、この時の消防活動は、かなり危険な状況で行われていた。火災になった一帯の多くは市のハザードマップで津波浸水想定区域とされ、川沿いでは1〜2mの浸水も予想されていたのに、大津波警報発令下で消火

活動や救助活動が行われなかったからである。大きなリスクをおかして住民のために懸命に活動してくれた消防隊員や消防団員には本当に頭が下がるし、住民にとってもありがたいことだったと思うが、客観的に見てそれでよかったのか、ということについては、冷静な検証が必要である。報道では、大津波警報が出ていたので、消防もいったんは安全なところか、複数の取水口をもって防火水槽を普及するとか、そんな対策が必要になって来そうである。

なかなか解除されなかったのでイライラした人は多かったと思うが、すぐ解除できなかったのには、専門的に何か理由があったはずである。それなのに、津波が来るか来ないかということについては素人同然の消防隊が独自の判断で浸水危険区域に行くことのリスクは、相当高いのではなからうか。

土砂崩れの現場で救助活動する場合には崩落監視システムを設置し、倒壊家屋の下敷きになった人を救出する場合には倒壊防止のための支保工を設置するなど、そのため様々な装備を使うことが前提になっている。それらを使った監視員の配

らること自体、難しく思う。一方、現場の消防団員は、身を呈して住民の危険を救うという使命感が強いので、輪島の消防のような立場に置かれたら、懸命に消火や救助活動を行う方が普通だろう。それを止める方が難しいかも知れない。国民にとってはありがたいことだが、ひとたび殉職事故が起これば、称賛してくれる人ばかりではないだろう。

そのことを前提に、津波浸水想定区域に木造密集市街地があるなら、優先的に不燃化を推進する必要がある。これは市町村の役割である。

津波危険エリアで活動する消防隊員には、普通に消防活動が行えて、かつ、津波に流されても浮力がとれるような防火衣が必要ではなからうか。今回の輪島の火災を見て、そんなことを考えている。

「津波火災に発展してしまっただけで済んだ」とか、消防隊が断水したため消火できなかったこと、倒壊した家屋に阻まれて防火水槽が使えなかったこと、地盤が隆起して河床が上がり、川の水を消火活動に使えなかったこと、消防需要が殺到し、また道路が破損したり倒壊家屋によって塞がれたため、消防の応援活動が満足に行えなかったこと

消防隊は、普通の人が逃げ出す危険な場所に入って活動するのが役割である。消防隊にそんなことが出来るのは、危険な現場で活動するために必要な①体力と装備、②知識、③以上を前提として作られた方法論（マニュアルなど）、④マニュアルに基づく訓練及び⑤経験、があるからである。普通の火災の場合、消防隊はこの条件を全て満たしているのだから、危険な現場で活動出来るのである。

津波警報下での消防活動も、同じような原則に基づいて行われるべきではないか、というのが筆者の考えである。

津波警報下での消防活動も、同じような原則に基づいて行われるべきではないか、というのが筆者の考えである。

津波警報下での消防活動も、同じような原則に基づいて行われるべきではないか、というのが筆者の考えである。

津波警報下での消防活動も、同じような原則に基づいて行われるべきではないか、というのが筆者の考えである。

津波警報下での消防活動も、同じような原則に基づいて行われるべきではないか、というのが筆者の考えである。

津波警報発令中の消防活動

朝市通りの火災における消防隊や消防団の活動

あの時、大津波警報が

津波警報下での消防活動も、同じような原則に基づいて行われるべきではないか、というのが筆者の考えである。

津波警報下での消防活動も、同じような原則に基づいて行われるべきではないか、というのが筆者の考えである。

津波警報下での消防活動も、同じような原則に基づいて行われるべきではないか、というのが筆者の考えである。

津波警報下での消防活動も、同じような原則に基づいて行われるべきではないか、というのが筆者の考えである。